

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	片田 (薬王寺、久保、片田、井戸、長谷、志袋、田中、長谷場)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月22日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落によっては、農業用水をため池に依存しており天候によっては水不足となる場合もある。また、多くの地区で獣害対策が必要で、メッシュ柵を設置しており維持管理に苦慮している。地区内は、10a前後の農地が多く、中山間地で高低差があるため、畦畔面積が大きく、草刈り作業が重労働となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業が主体となるため、水稻、麦、大豆の2年3作を継続していく。また、繁忙期における作業の集中を避けるため、乾田直播による水稻栽培にも取り組む。

田中集落は認定農業者Aに集約化し、田中集落以外の集落では、認定農業者Bに集約化していく。なお片田長谷町の中山間地域等直接支払交付金の対象農地については、集落協定に位置付けられた者が耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区内の農地利用は、認定農業者2名(2法人)が担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、当地区内の農地は農地バンクに貸し付けることで、農地の集約化を円滑に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区内では、集落によって耕作条件が異なるため、集落単位で基盤整備事業の可否を検討し、必要に応じて集落内で基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、認定農業者である2法人に農地を集積・集約化していくことから、地域による農地や農業施設の維持管理について役割分担し、地域農業の維持・発展に地区全体で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域の獣害対策協議会との連携も視野に鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置、放置果樹や目撃・被害発生場所の共有等)に取組、地区全体で取り組む。

③地区内で、農作業を効果的、効率的に行うため、認定農業者である2法人のスマート農業に必要な設備投資や機械導入等に対する支援を行う。

⑦地区内で耕作に向かない農地については、適切な農地利用が図られるまでの間は、保全・管理が図られるよう、地域と担い手により継続的に協議を行う。